

ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応策

8月2日から8月31日までの間、神奈川県にも新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

当センターは感染対策を十分留意しながら、外来診療や短期入所などの必要な医療・福祉サービスは、ほぼ今まで通りご利用いただけます。また、長期入所の皆様方へのご面会も継続いたします。

引き続き、以下の感染防止対策を徹底し、ご利用される方が安心してサービスを受け続けられるよう、職員一同尽力してまいります。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 入館について

- 1) 体温・体調および感染者との接触の確認（近隣施設等も含む）
- 2) 原則、マスク装着
- 3) 館内での飲食の禁止
- 4) 入館者の制限（施設見学者、営業目的の来訪など）
- 5) 交流行事や貸館の中止

2 外来診療について

- 1) 付き添いの方は、原則1名とさせていただきます。
- 2) 発熱・救急外来診療は、平日の日中のみ行います。
- 3) 電話再診をご希望の際は、ご遠慮なく総合受付にご連絡下さい。

3 短期入所について

- 1) ご本人あるいは同居者に、発熱など何らかの症状をみる場合は、利用をお断りします。
- 2) ご本人あるいは同居者に、新型コロナウイルス感染症患者、あるいは2週間以内に感染者または濃厚接触者と接触された方がいらっしゃる場合は、利用をお断りします。
- 3) 吸入器などの広範囲に飛沫する処置は、原則として個室での対応となります。

4 長期入所について

- 1) 外出活動は、一部に限り実施します。
- 2) 理美容、植栽、裁縫のボランティア活動は継続します。
- 3) 面会は、適切な感染対策のもと、引き続き実施します。

2021年8月2日
センター長 根津 敦夫